

# 大崎市社会福祉協議会 地域福祉活動計画[第3期]



# 大崎市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定にあたり

少子高齢化や核家族化の進行、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加、地域との繋がり希薄化など、社会を取り巻く環境の変化に伴い、住民が抱える福祉課題は多様化、複雑化しています。

さらには、新型コロナウイルス感染症により、人と人とが距離をとり、接触の機会を減らすことが求められる中、地域福祉・ボランティア活動は制限を余儀なくされています。

このような社会情勢の変化に対応していく中で、日常的にも誰かと繋がっていること、誰かを支えたり支えられたりしていることの大切さに改めて気づかされるとともに、誰もが住み慣れた地域の中で安心して暮らせるまちづくりを目指していく必要があります。

大崎市社会福祉協議会では、平成28年度より5年間、地域福祉活動計画[第2期]に基づき、地域福祉の推進に向けて活動を展開してまいりました。この度、現計画の最終年度を向かえるにあたり、今後6年間の地域福祉の方向性を見据え、住民の皆様を主体として、各地域の行政区長会、民生委員児童委員協議会をはじめ、社会福祉団体、ボランティア、行政機関等と協働して地域福祉の推進に取り組むため、地域福祉活動計画[第3期]を策定いたしました。

国においては、生活困窮者自立支援法の施行や介護保険制度が改正され、また、社会福祉法の改正により社会福祉法人の役割が検討されております。

このような中、本会でも社会・経済状況の変化や多様化、複雑化する福祉課題に対応すべく、住民一人ひとりの問題を、「我が事・丸ごと」として自らがとらえ、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の充実と推進を図るものです。

本計画の趣旨に沿った地域福祉を推進し、住民誰もが住み慣れた地域で安心して生活ができるまちの実現に向け、取り組んでまいりますので、引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました地域福祉活動計画策定委員会委員の皆様をはじめ、地域福祉推進委員会委員の皆様、住民アンケートにご協力いただいた多くの市民の皆様に、心からお礼を申し上げます。

令和3年3月



社会福祉法人  
大崎市社会福祉協議会  
会長 遠藤 敏 榮

# 目次

## はじめに

### 第1章 地域福祉活動計画策定の趣旨

1. 地域福祉活動計画	1
2. これまでの地域福祉活動計画と社会環境の変化	1
3. 地域福祉活動計画策定の目的	2
4. 大崎市地域福祉計画との一体的策定	2
5. 社会福祉協議会の組織	3

### 第2章 地域福祉活動計画策定の構成

1. 計画の期間	5
2. 計画策定の体制	5
3. 地域福祉活動計画[第3期]策定の流れ	6

### 第3章 地域福祉活動計画[第2期]の評価と課題

1. 地域福祉活動計画[第2期]の概要	8
2. 基本目標に基づく取り組み状況	9
3. 地域福祉活動計画[第2期]の評価	14
4. 住民アンケート結果から得られた今後の課題	15
5. 計画策定にあたり考慮すべき課題	20

### 第4章 地域福祉活動計画[第3期]の概要

1. 基本理念	25
2. 基本目標	
基本目標①「住民主体となる新たな地域づくり」	27
基本目標②「支え合う地域の見守り体制づくり」	28
基本目標③「ひとびとの絆をつくるボランティアの養成」	29
基本目標④「地域づくり推進のためのひとづくり」	30
基本目標⑤「ふれあいと笑顔があふれる世代間交流の推進」	31
基本目標⑥「地域づくりに向けた関係団体の連携・交流の推進」	32
基本目標⑦「活動展開のための拠点づくり」	33

## 第5章 地域福祉活動計画の推進体制と評価

1. 計画の周知と理解促進	36
2. 計画の推進体制	36
3. 計画の進行管理・評価	37
4. 事業成果の公表	37
<b>資料編</b>	<b>39</b>
(1) 用語解説	39
(2) 大崎市の地域福祉を取り巻く状況	45
(3) 大崎市地域福祉推進のための調査	47
大崎市社協イメージキャラクター『おおさきちゃん』	50
(4) 社会福祉法人大崎市社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	51
(5) 大崎市社会福祉協議会 地域福祉活動計画[第3期]	
地域福祉活動計画策定委員会 策定委員名簿	52
(6) 地域福祉活動計画[第3期]策定経過	53

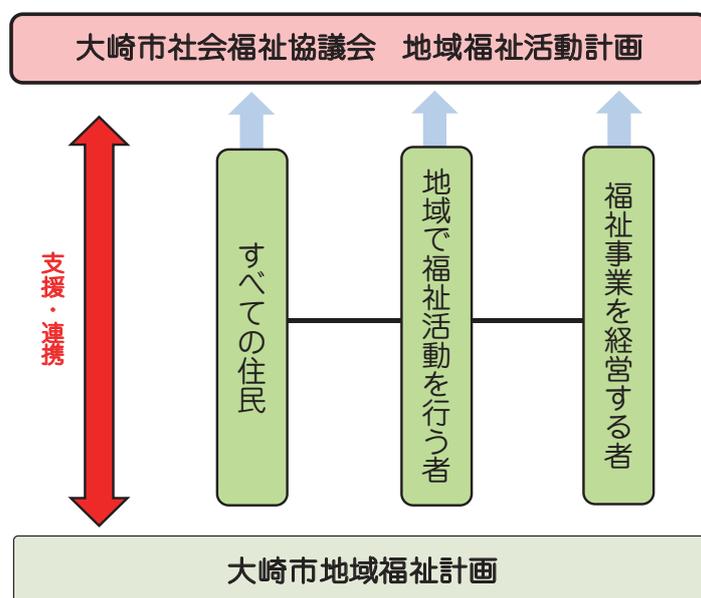
## 第1章 地域福祉活動計画策定の趣旨

### 1. 地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、社会福祉法※1第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会（以下「社協」という。）が活動計画として策定するものであり、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が互いに協力して地域福祉の推進を目的とする市民の行動計画として、位置付けるものです。

また、行政計画である「地域福祉計画※2」との整合性を図りながら、地域福祉の課題把握と具体的な活動（事業）に取り組むための指針となります。

図表1— 地域福祉活動計画の位置づけ



### 2. これまでの地域福祉活動計画と社会環境の変化

大崎市社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、平成20年度に地域福祉活動計画[第1期]の策定を行い、平成28年度には[第1期]計画をより推進していくことを目的とした地域福祉活動計画[第2期]を策定し、全国的な社会問題でもある孤立死の防止に向けた地域住民によるセーフティネット※3づくりや世代を超えた支え合う地域の仕組みづくり、地域を活性化していくための福祉人材の育成などを進めながら地域福祉の推進に努めてまいりました。

しかしながら、[第2期]計画の間においても、少子高齢化や住民同士の関係性の希薄化の問題、孤立死やひきこもりなどの社会的孤立の問題、認知症高齢者や介護が必要な方の増加、知的障がい・精神障がいのある方の地域生活移行に対する支援体制の問題、経済的困窮や低所得の問題、虐待や悪質商法被害に代表される権利擁護の問題など、地域における生活課題は深刻化し広がっています。

### 3. 地域福祉活動計画策定の目的

地域における生活課題に対し、新たに生活困窮者自立支援法※4の施行や障害者基本法※5の改正、介護保険法※6の改正による地域包括ケアシステム※7の構築など、公的な制度やサービスの考え方が示される一方で、公的な福祉だけに頼らない地域住民や民間の参画による支え合い、助け合いの仕組みが必要とされ、地域福祉活動に対する期待は大きなものとなっています。

こうした官民一体となった生活課題への対応に向けて、令和元年度より地域福祉活動計画[第3期]（以下「本計画」という。）の策定に向けて取り組み、社協として今後の地域福祉の取り組みの方向性や目標を示し、福祉のまちづくりを継続的に進めていくことを目的として、地域福祉活動計画を策定します。

### 4. 大崎市地域福祉計画との一体的策定

大崎市が策定する「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定により、市町村が行政計画として策定するものとされており、「地域共生社会※8の実現に向けた地域福祉」を推進するために、人同士の繋がりを基本として、「顔のみえる関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

地域福祉推進に向けた基盤づくりを目的とする「地域福祉計画」と、市民による具体的な活動を定める「地域福祉活動計画」を、一体的に策定することにより、行政、市民、地域福祉団体、ボランティア、NPO、福祉事業者など、地域の多様な主体の役割を明らかにし、地域共生社会の実現に向けて、相互に連携、協働しながら、全体で支え合う福祉のまちづくりを推進します。



©2013 大崎市#411

## 5. 社会福祉協議会の組織

### 1) 法律上の位置づけと責務

社協は、社会福祉法第109条に規定される「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」であり、主に次の事業を行っています。

- ①社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ②社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡調整及び助成など

### 2) 民間組織としての性格

行政の福祉サービスのみでは十分に対応できない民間レベルでの自発的な福祉活動を展開できる公的な団体として、戦後間もない頃より組織化されてきた経緯があります。

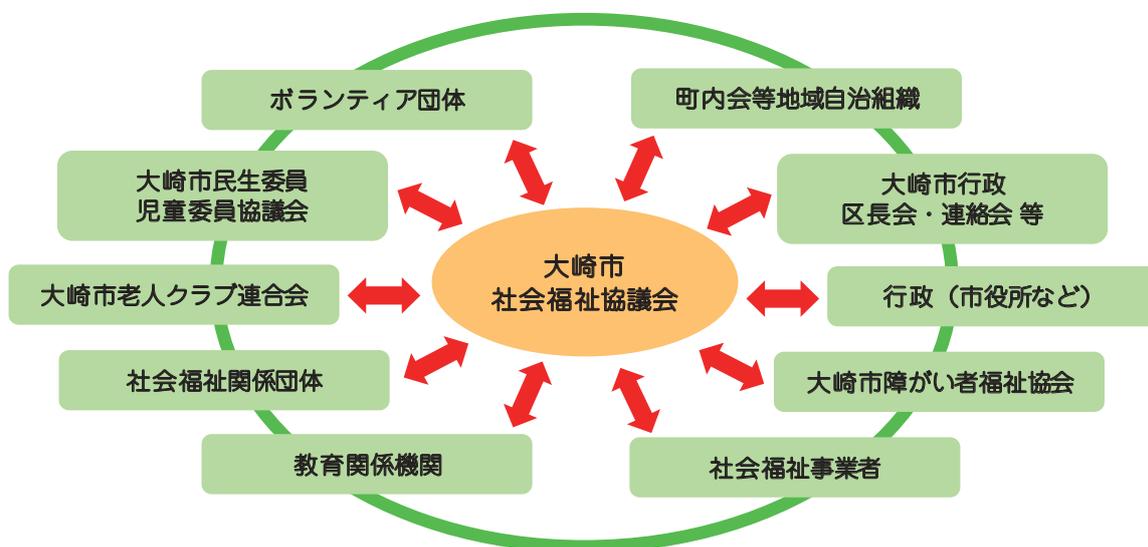
公共性と民間性を持ち合わせた団体として、高齢者、障がい者、子どもなどを対象に、住民やボランティア活動者の方々と協働した地域福祉活動や福祉サービスを展開しています。

### 3) 大崎市社会福祉協議会の設立経緯

大崎市合併以前に各市町にあった社協は、平成18年の旧1市6町(古川市・松山町・三本木町・鹿島台町・岩出山町・鳴子町・田尻町)の合併により、社会福祉法において市町村に一つの設置と定められていることから、平成18年7月1日、行政より3ヶ月遅れて市町村社会福祉協議会の合併によって本会は設立されました。

現在、各地域に支所を設け、地域住民が主体となって地域の実情に応じた助け合い、支え合いによる誰もが住みよい地域づくりを目指して活動しています。

図表2— 関係団体との関係



ボランティア

結び深まる

人との輪

令和元年度

おおさき福祉の心コンクール

福祉川柳 中学生の部

古山 龍輝 さん



## 第2章 地域福祉活動計画策定の構成

### 1. 計画の期間

本計画の期間については、大崎市地域福祉計画との計画期間の整合性を図り、令和2年度に計画の策定を行い、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

ただし、期間の途中であっても社会情勢の変化や計画の進捗状況に応じて必要な見直しを行うこととします。

図表3— 各計画期間

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
大崎市社会福祉協議会 地域福祉活動計画	[第1期]			[第2期]				[第3期] 本計画							
大崎市地域福祉計画	[第1期]			[第2期]				[第3期]							
大崎市高齢者福祉計画 ・介護保険事業計画	[第5期]			[第6期]		[第7期]		[第8期]		[第9期]					
大崎市障害者計画	[第2次]						[第3次]								
大崎市障がい福祉計画 ・障がい児福祉計画	[第3期]			[第4期]		[第5期]		[第6期]		[第7期]					
大崎市子ども・ 子育て支援事業計画	次世代育成支援 行動計画(後期)			[第1期]				[第2期]							
宮城県地域福祉支援計画	[第1期]			[第2期]				[第3期]							
宮城県社会福祉協議会 地域福祉推進計画	[第1期]						[第2期]								

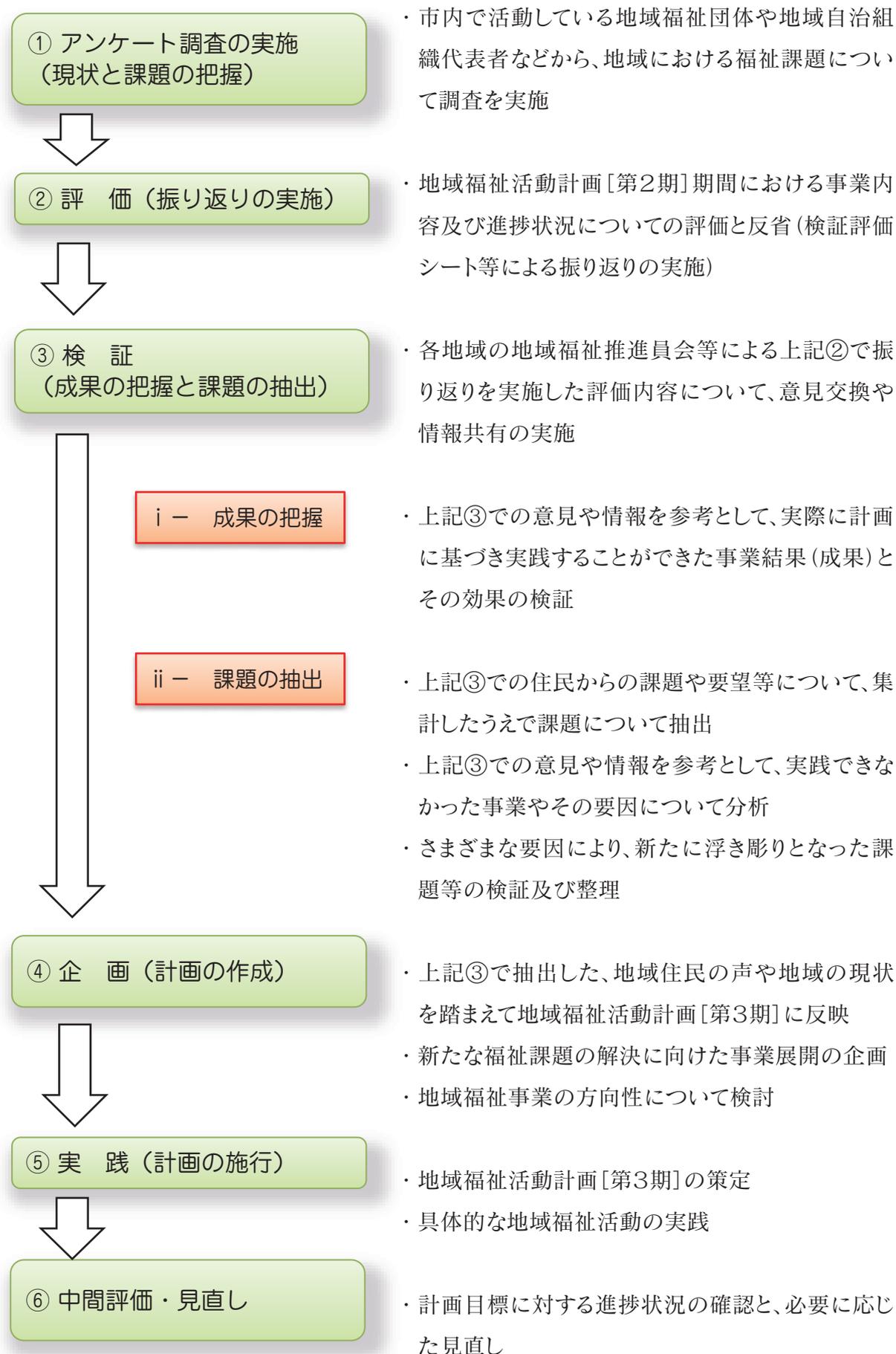
※大崎市障がい児福祉計画は、平成30年度から大崎市障がい福祉計画と一体的に策定し、見直しが行われています。

### 2. 計画策定の体制

計画の策定については、大崎市、大崎市行政区長会、大崎市民生委員児童委員協議会、学校教育関係、知識経験者、福祉関係団体、ボランティア団体、各地域福祉推進委員会、宮城県社会福祉協議会などの代表者等で構成する「地域福祉活動計画策定委員会※9」を設置し、東北福祉大学都築研究室の協力のもとに実施した住民アンケートより得られた地域の現状や課題、未来への思いを踏まえたうえで、本会職員による実務担当者会議において作成した原案について協議検討しました。

- |                  |                       |
|------------------|-----------------------|
| (1)社協理事会並びに評議員会  | 計画の決定(承認)及び実施         |
| (2)地域福祉活動計画策定委員会 | 原案の協議検討、計画策定、社協会長への答申 |
| (3)実務担当者会議       | 住民アンケートの検証、原案の作成      |

### 3. 地域福祉活動計画[第3期]策定の流れ





僕の宝物は家族です。  
今まで家族みんなにたくさん愛情をもらいました。  
その分、これからは、僕がみんなに  
やさしさを返していきたいと思っています。  
(抜粋)

令和2年度  
おおさき福祉の心コンクール  
福祉作文 小学生の部  
吉田 蒼空 さん

## 第3章 地域福祉活動計画[第2期]の評価と課題

### 1. 地域福祉活動計画[第2期]の概要

大崎市社会福祉協議会地域福祉活動計画[第2期]が策定された背景として、東日本大震災(平成23年3月)や関東・東北豪雨災害(平成27年9月)などの自然災害、社会構造や経済環境の変化などから「地域の絆と支え合い」の重要性が問われる中で、住民同士が、互いを支え合い・助け合いながら、地域での安心で安全な暮らしを守ることに繋がる取り組みが求められていました。

こうした背景により、住民同士が心をかよわせながら、寄り添いあう地域の「絆」づくりを目指して基本理念を掲げました。併せて、互いを支え合う・助け合う力である「福祉力」を住民一人ひとりが育てていくことで、一人ひとりの福祉力が、地域全体での絆を通じて広がり、繋がり合うことによって生まれてくる「地域力」の向上を目指して、7つの基本目標に基づき、計画期間を平成28年度から令和2年度までの5か年と定め、各地域での地域福祉の推進に努めてまいりました。

基本理念 『ひとびとの 心ふれあう 地域づくり』  
～地域の絆と支え合い～

基本目標 <地域福祉推進に向けた7つの柱>

- ① ふれあいと支え合いによる何にでも参加できる新たな地域づくり
- ② ひとびとの絆をつくるボランティアの養成
- ③ 支え合いを具体化する地域見守りネットワークの構築
- ④ ふれあいと笑顔があふれる世代間交流の推進
- ⑤ 地域づくりに向けた関係団体の交流
- ⑥ 地域づくり推進のためのひとづくり
- ⑦ 活動展開のための拠点づくり



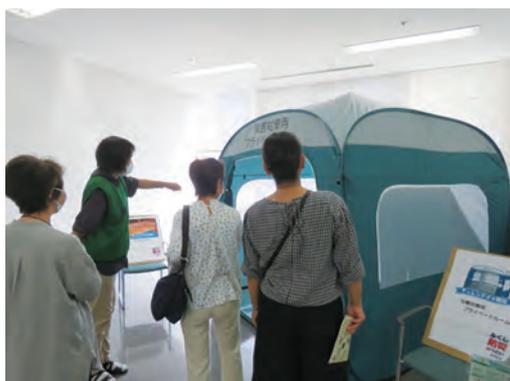
## 2. 基本目標に基づく取り組み状況

[第2期]計画策定時には、地域での高齢者世帯の増加と孤立死の問題、地域行事への参加者減少、地域福祉の担い手不足、子育て世代の孤立化などが市全域での福祉課題として挙げられていました。

こういった福祉課題が解決されていくことこそが、地域住民にとって安心、安全に暮らし続けていける大前提であり、地域での活動が継続的に維持されていくために、必要な対応や新たな取り組みを社協として進めていくこととし、全地域的な取り組みに加え、それぞれの地域独自の地域福祉活動を展開してきました。

### ① ふれあいと支え合いによる何にでも参加できる新たな地域づくり

地域住民が地域福祉活動に参加することで、「ふれあい」や「支え合い」の大切さに気づき、一人ひとりがもつ福祉力を地域へ還元(貢献)できるよう、住民の皆さんが参加しやすい地域福祉活動を推進してまいりました。



ふくし防災のつどい事業 (古川)



小地域福祉活動支援事業 (三本木)



雪かき隊事業 (鳴子)



買い物支援事業 (鳴子)

## ② ひとびとの絆をつくるボランティアの養成

地域住民による主体的な取り組みであるボランティア活動を始めとする地域福祉活動の担い手不足が、各地域が抱える大きな福祉課題となっていることから、住民同士が交流する機会を通じて、一人ひとりの福祉力を大きな地域力に繋げる取り組みを推進してまいりました。



おとこ おんな  
漢と貴妃の生き方塾（松山）



ハッピースクール事業（三本木）



福祉レクリエーション講座（岩出山）



次世代リーダー育成事業（田尻）

## ③ 支え合いを具体化する地域見守りネットワークの構築

各地域において、見守り活動をされている活動協力者に対する知識や情報共有する機会を提供するとともに、活動協力者以外の住民に対して見守り活動に対する理解を深め、地域全体で取り組む住民主体の見守り活動へと繋げる取り組みを推進してまいりました。



サンサンふれあい訪問事業（松山）



地域見守り活動推進セミナー（岩出山）



クリスマス配食サービス事業（鳴子）



地域見守り情報交換会（田尻）

#### ④ ふれあいと笑顔があふれる世代間交流の推進

小地域ごとの住民ニーズを踏まえて、幅広い世代の多くの住民が交流を通して、地域への愛着や貢献の意識へと繋がるような機会づくりを推進してまいりました。



子育てサロン事業「さんさん広場」（松山）



三松鹿合同事業 親子わくわく  
クリスマスコンサート事業（鹿島台）



音楽ふれあいコンサート事業（鳴子）



かごぼう山クリーン運動事業（田尻）

## ⑤ 地域づくりに向けた関係団体の交流

地域福祉におけるさまざまな機能や機関を繋げるための受け皿となるプラットフォーム※10機能の役割が社協に求められており、本会職員の専門的知識やコーディネート能力の習得に積極的に努め、地域福祉に関する総合的な調整機能を発揮し、横断的なネットワーク機能の充実強化を推進してまいりました。



福祉のつどい事業（三本木）



地区福祉会連絡会議（岩出山）

## ⑥ 地域づくり推進のためのひとづくり

地域を支える担い手の方々を支える役割が社協には求められていることから、社協職員のスキルアップを目的として、内部研修の実施とともに、研修で得た学びを事業に繋げることで、育成と実践によるコーディネーターとしての資質向上に努めるとともに、社会資源を十分に把握し必要な支援に適切に繋ぐ能力や求められる福祉情報の提供、助言ができる社協職員の育成を推進してまいりました。



ボランティアコーディネーター  
研修事業（本所）



GAKUVOLAおおさき育成事業（古川）

⑦ 活動展開のための拠点づくり

地域住民が、住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けられる福祉の環境づくりを目指して、法人としての財務基盤強化、大規模福祉施設の施設設備等の維持管理に努めるとともに、新規事業や既存事業の再編等を検討し、大崎市の福祉環境の向上に資する取り組みについて推進してまいりました。



特別養護老人ホーム楽々楽館  
特養転換事業(古川)



生活介護事業所「元気」竣工(鹿島台)



共同生活援助事業所「ケアホームあじさい」新築・改修工事



福祉避難所開設に伴う災害弱者等の受入れに向けた防災訓練  
(左写真：楽々楽館 ・ 右写真：敬風園)

第1章  
第2章  
第3章  
第4章  
第5章

### 3. 地域福祉活動計画[第2期]の評価

本会では、平成28年度から地域福祉活動計画[第2期]を施行しました。

この計画における各事業の取り組み結果に対して、福祉活動に詳しい立場にある住民を代表して民生委員児童委員の方々に、評価をお願いしました。その評価は、以下の表のとおりです。

事業評価は、3.00を基準に高ければ高いほど、評価が高いことを意味しています。

また、見直し評価結果は、5.00に近ければ近いほど、現在の活動の充実を求めることを意味しています。

図表4－前期の計画事業の評価結果

No	実施事業	事業評価	見直し 評価結果
1	新たな地域づくり	3.50	4.40
2	ボランティアの養成	3.30	4.38
3	ネットワークの構築	2.81	4.47
4	世代間交流の推進	3.00	4.35
5	関係団体の交流	3.02	4.29
6	ひとづくり	2.72	4.52
7	拠点づくり	2.92	4.42

民生委員児童委員による地域福祉活動計画[第2期]の評価は、4項目の事業においては良い評価を得ることができ、3項目の事業についてはやや不十分な点が見受けられるという評価でした。

中でも「新たな地域づくり」と「ボランティアの養成」に関しては、高い評価結果を得ることができました。一方「ネットワークの構築」と「ひとづくり」の2項目に関しては、十分な評価を得ることができませんでした。

活動の評価が高かった「新たな地域づくり」と「ボランティアの養成」について、次期計画への見直しの方向性として「さらに充実させる」という結果となりました。

一方活動の評価結果が十分ではなかった「ネットワークの構築」と「ひとづくり」に関して、『さらに充実させる』という見直しの方向性が得られました。

この結果から見直しの方針としては、これまでの取り組みをより一層充実させる方向での計画づくりが望まれています。

第1章

第2章

第3章

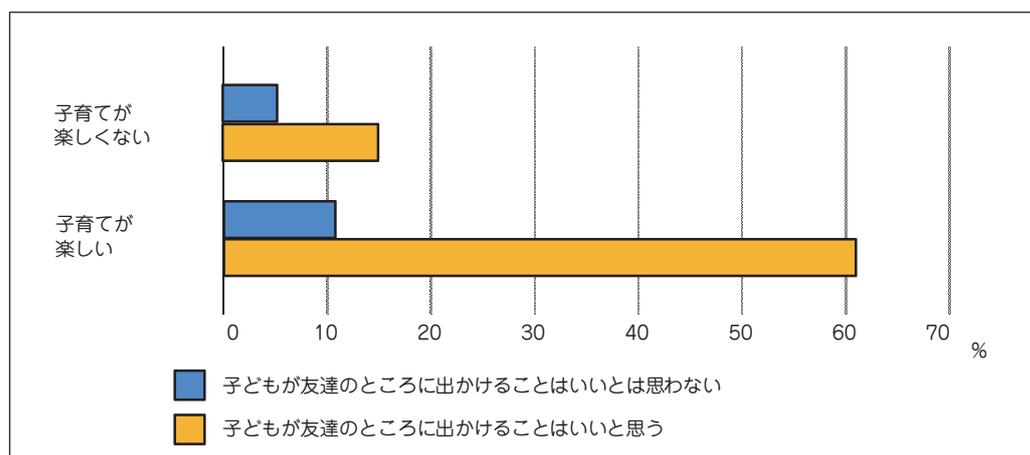
第4章

第5章

## 4. 住民アンケート結果から得られた今後の課題

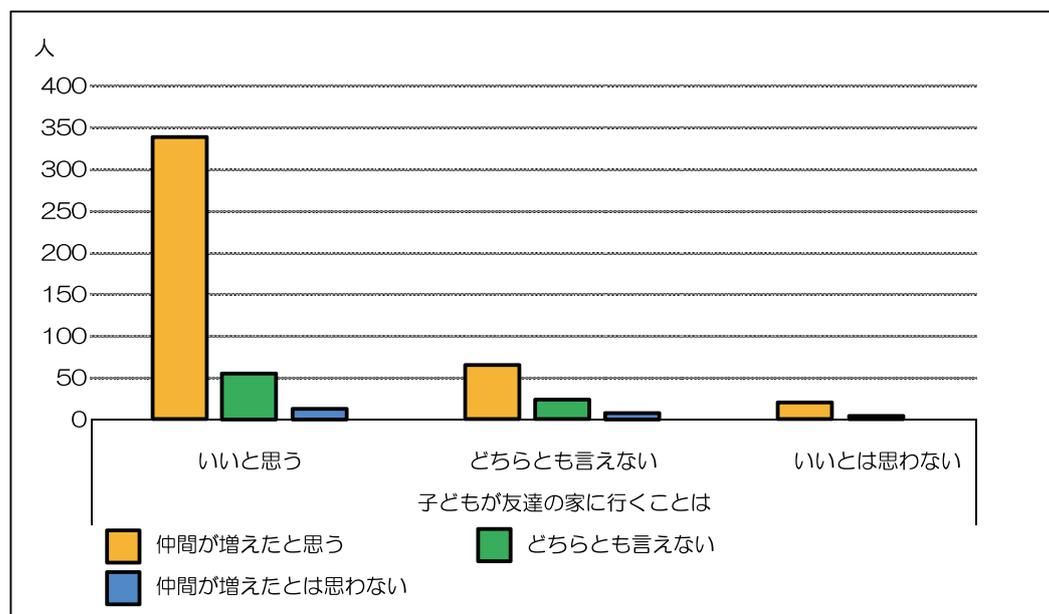
本計画の策定に向けて、子育て中の保護者、市内の高等学校に通学する高校生、行政区長並びに民生委員児童委員から回答をいただいた結果は、以下のとおりです。

### 1) 子育て中の保護者 (N=550) ※N:アンケートに対するサンプル数



図表5-子育ての楽しさと子どもの仲間づくり

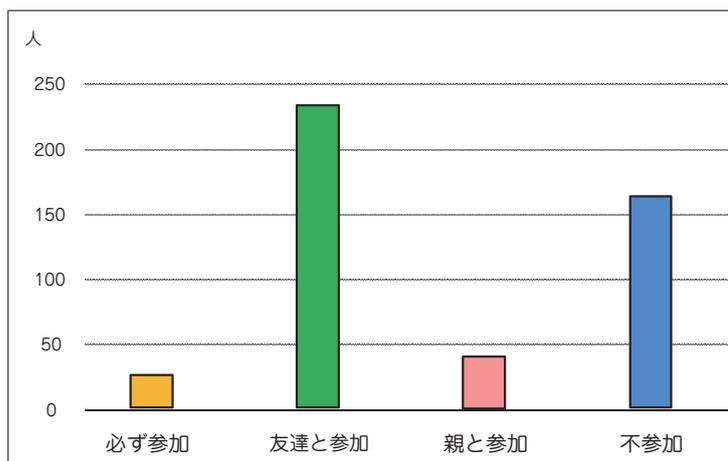
子育て中の保護者から見て、「子育てが楽しい」と思っている保護者には「子どもが友達の家に出かけることは良い」と思っている方が多いということがわかりました。



図表6-子どもの外出と仲間づくり

さらに、「子どもが友達の家に出かけることは良い」と感じている保護者は、「仲間が増えた」と感じていることもわかりました。

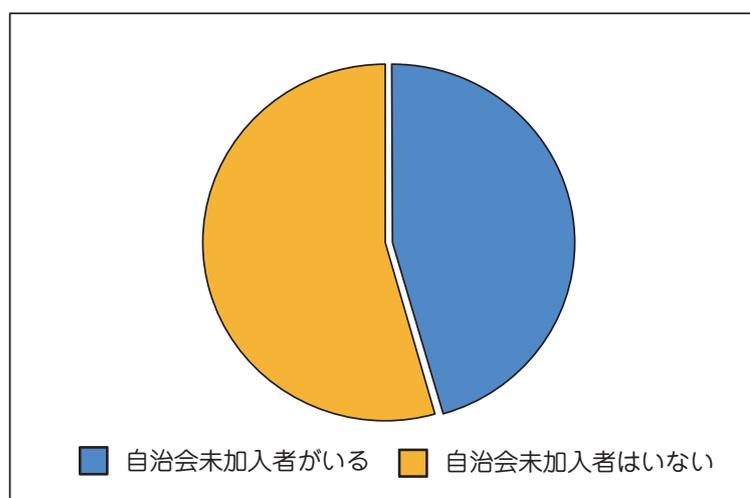
## 2) 高校生の意識調査結果 (N=474)



図表7－高校生の高齢者との交流事業の参加意識

市内の若者の代表として、高校生にアンケート調査を実施しました。その結果、図表7にあるように、高齢者との交流に関して、「必ず参加」「友達と参加」を合わせると、55.9%の方が「参加する」と回答されました。

## 3) 町内会(区)長の調査結果 (N=311)



図表8－自治会未加入者の有無

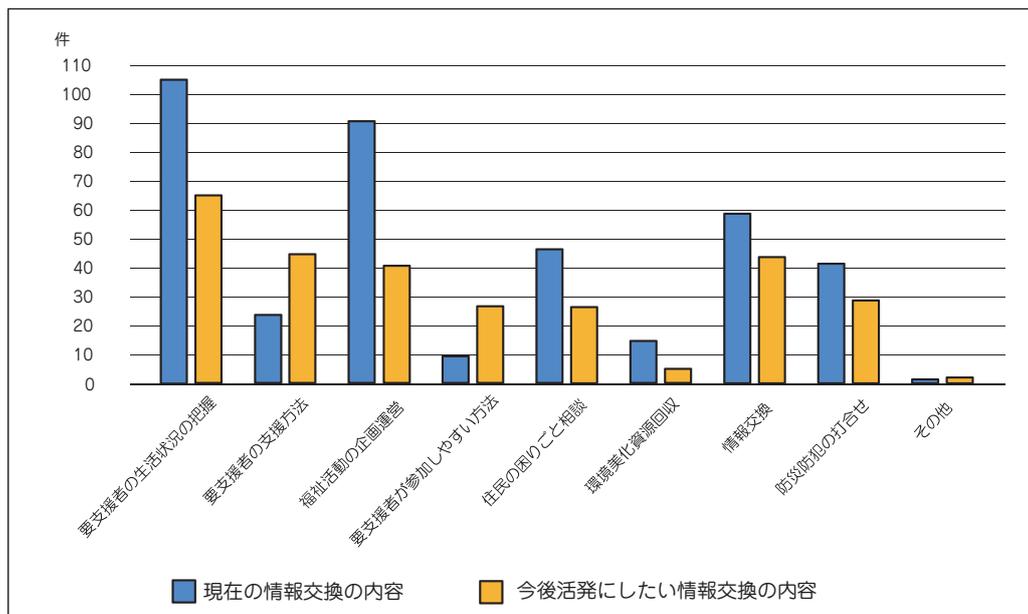
市民の代表の立場として、町内会長や行政区長から協力をいただきました。

町内会長や行政区長からは、最近自治会に加入しない市民が増えてきているとの懸念が示され、地域づくりの上で大きな課題になると思われます。

町内会の福祉関係事業を推進するために「福祉部」を設置している町内会が119町内会(38.8%)となっていますが、今後ますます増加し、地域福祉の充実が望まれています。

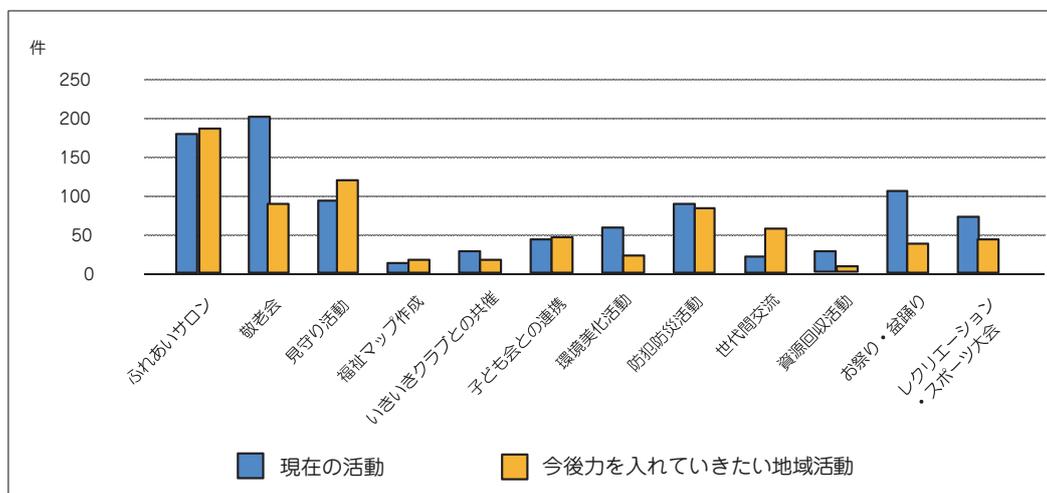
第1章  
第2章  
第3章  
第4章  
第5章

#### 4) 民生委員児童委員調査結果 (N=271)



図表9－地区内情報交換の内容

今後、整備が必要と思われる福祉部においては、今まで以上に地域において配慮が必要とされている方々に対する生活状況について、理解と支援に関して協議する必要性が示されました。



図表10－今後力を入れていきたい地域活動

民生委員児童委員から、今後取り組むべき活動として挙げられた内容をまとめたものが、図表10のとおりです。この図表で現在取り組んでいる活動よりも今後取り組むべき活動として取り上げられているのは、「ふれあいサロン※11」「見守り活動」「福祉マップ※12」「世代間交流」が取り上げられました。

## 5) 地域の役職員等に対するヒアリング調査結果から

市内中心部から遠距離になればなるほど、様々な点で活動の継続性を危ぶむ声が聞かれているため、防犯防災活動を含めた取り組みが必要との意見が多く聞かれました。

また、市内のどの地区でも、高齢者の孤立防止や福祉支援の必要な方に対する繋がりづくりが課題となっていると話されていました。安心できる地域にしていくためにも、防犯防災に向けた様々な機関と連携した仕組みづくりが必要となっています。



古川地域（令和元年8月22日）



田尻地域（令和元年8月22日）

## 6) 施設団体および子育て世代に対するヒアリング調査結果から

福祉関係の団体や施設の関係者からは、全体として担い手不足が福祉課題とされており、このため現在の様々な活動や取り組みを、一新するアイデアが出てこないという声が聞かれました。こういった状況を改善していくための取り組みとして、交流や研修の機会が求められています。

子育て関係者からは、担い手や活動資金面で課題を抱えており、交流の場を求めている団体が多く見受けられました。地域共生社会の実現に向けた交流や世代間交流の要望も見受けられたことから、多様な交流の機会の創出が求められています。



三本木地域（令和元年8月21日）



鳴子温泉地域（令和元年8月20日）



岩出山地域(令和元年8月21日)



古川地域(令和元年8月21日)



松山地域(令和元年8月21日)



鹿島台地域(令和元年8月21日)

## 7) 調査結果のまとめ

以上の調査結果から、以下のことが明らかになりました。

これまでの取り組みに関しては、一部不十分と思われる点はあるものの、基本的には一層の充実を求めるということが明らかになりましたので、今後も7点の柱を軸に進めていくこととします。

ただし調査結果から、次に掲げる点に関し、これまで以上に力を入れていくこととします。

- (1) 多様な見守り活動の推進
- (2) 高校生をはじめとする若年世代との交流事業の推進
- (3) 子どもとの世代間交流の推進
- (4) 町内会単位の福祉情報交換の推進
- (5) 防犯防災対策の充実

上記の推進にあたっては、市内においても古川地区と玉造地区のような特性の違いを捉えた展開が望まれています。また、令和元年の東日本台風によって被災された地域の状況も踏まえた活動の推進が望まれています。

## 5. 計画策定にあたり考慮すべき課題

大崎市の福祉を取り巻く現状、住民アンケート調査、ヒアリング調査、地域福祉活動計画[第2期]の評価、地域福祉活動計画策定委員会の検討結果を踏まえ、本計画の策定にあたり考慮すべき福祉課題を整理しました。

### 1) 地域福祉に対する意識づくり

住民アンケート調査によると、人々の地域との関係は希薄化し、かつてのような近隣や地域における支え合い、助け合いの機会は減少してきています。本会では、これまで地域住民を対象とした地域福祉事業や小地域活動を支援する事業、小・中学校との連携による福祉学習等を実施してきました。

今後は、地域における支え合いや助け合いに繋がっていくような、地域が自主的に行う活動への支援という目的をより明確に意識しながら、地域福祉事業の推進が重要になります。

また、福祉学習については、従来の児童を対象とした枠を超えて地域住民を対象として捉え、住民とともに社協職員も学びながら、地域福祉を浸透させるためにより効果が高い方策を検討していく必要があります。

今後、地域福祉を推進していく担い手を増やすためにも、地域福祉への理解や学習の場の充実が必要です。

### 2) 地域福祉の担い手の育成・拡充

住民アンケート調査によると、福祉活動団体の課題として、メンバーの高齢化や人材不足、後継者が育たないなど、担い手が不足していることが挙げられています。

また、ヒアリング調査でも地域における福祉課題として、担い手や後継者の不足がどの地域でも挙げられており、特に「若い世代との協働の仕組みが必要」との意見がありました。

今後は、新たな担い手を拡充するとともに、現在活動されている方も含めて、担い手を育成していくことが重要です。

### 3) 地域での見守り・日常生活支援の促進

住民アンケート調査によると、地域における福祉課題として、高齢者世帯や日中独居の高齢者、障がい者、認知症高齢者、ひきこもりの方への見守りについて「気がかりである」との声が多く挙げられています。

また、ヒアリング調査でも、ひとり暮らし高齢者の孤立化、見守りの困難さが地域の福祉課題として挙げられており、このように地域で支援が必要な人を支えていくために、今後も日常的な見守り活動、サロン等の地域における居場所づくり、日常的な生活支援の取り組みを活性化させる必要があります。

#### 4) 地域福祉活動の活性化

住民アンケート調査によると、ボランティア団体やNPO等の志縁団体※13は町内会・自治会や民生委員児童委員等の地縁団体※14との交流が進んでいないということがわかりました。

今後は、地域で課題の発見や解決、それに向けた情報共有や意見交換などを進めることができるよう、多様な団体がネットワークで繋がり、地域の生活課題に協力して取り組んでいく必要があります。

また、ヒアリング調査では地域の課題として、地域に集まれる場所や機会が少ないことが挙げられています。そのため、地域において住民が活動できる場所づくりを推進するとともに、活動場所の情報が住民に伝わる仕組みづくりが求められます。

#### 5) 地域における健康づくり・介護予防活動の支援

高齢化が進むことで、要支援・要介護者の一層の増加が予想され、日常的な健康づくりへと繋がる活動と介護予防の推進が必要とされていることから、地域住民が主体となった介護予防や健康づくり活動の充実が求められているとともに、その活動自体が住民同士の交流を深めることに繋がっていくことも期待されています。

今後も地域支援を通じて、事業の周知と参加者の増加、活動場所の増加に努めていく必要があります。

#### 6) 効果的な相談支援と情報提供

住民アンケート調査によると、8050問題※15のような複合的な福祉課題を抱え、支援が必要であるにもかかわらず、適切な関係機関と繋がることができいないとの回答も見受けられ、現在の支援制度だけでは対処できない多様な福祉課題が出てきていることがわかります。

こうした中で、困っている人が欲しい情報を手に入れられるよう、情報提供の仕組みづくりが重要です。また、困っている人を地域で把握して支援し、地域で解決が難しい場合には専門機関に繋げるように、地域内で情報共有を進めるとともに、地域と社協を含めた関係機関との連携体制の構築が重要です。

そして、必要に応じた支援を適切に行うため、相談窓口、専門機関同士の連携も重要です。

## 7) 地域生活の支援

大崎市では高齢化の進行により、ひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯が、今後ますます増加していくと考えられています。住民アンケート調査やヒアリング調査によると、直接的な身体介護や調理業務の他にも、ごみ出しや電球の交換、話し相手などの身の回りのちょっとした作業が困難になってきていることや人口の減少に伴い、身近で買い物ができる商業施設の減少、公共交通機関の減少による移動手段の確保が困難となってきている生活課題など、高齢者にとって地域で安心して生活を続けていくことが困難になりつつある現状が浮かび上がっています。

これまで本会では、地域で活動されるボランティア人材の育成や支え合いを目的とした地域主体の活動を支援する小地域福祉活動支援を通じて、住民同士が支え合い、助け合う仕組みづくりを推進してきました。

今後は、大崎市が実施する「生活支援体制整備事業※16」とも連携しながら、多様な形で地域生活の支援について、より一層推進していく必要があります。

## 8) 災害時に備えた連携支援の充実

住民アンケート調査やヒアリング調査によると、地域の生活課題について「防犯・防災対策」と回答する方が多いことがわかりました。これまで大きな災害に見舞われた経験から、地域住民を対象とした防災意識の向上に繋がる取り組みがなされてきました。

今後は防災に関する意識啓発と併せて、防災を通じて防犯にも繋がる地域の協力体制構築の支援を進めていく必要があります。

また、社協では災害発生時には、ボランティアを被災された世帯へ適切に繋げるため災害ボランティアセンターを設置し、災害時のボランティア活動を展開することになっています。災害発生時に迅速にセンターを開設し、適切な運営をするために、平時から地域住民や地域福祉団体、地元企業との協働によるセンターの開設訓練を実施することが重要です。

## 9) 福祉専門人材の育成・定着支援

大崎市においても少子高齢化が進み、支援を要する人が増加する一方で、保育や介護等、福祉人材の不足が深刻な問題となっています。本会においては、これまで介護職員初任者研修を実施してきましたが、ここ数年は年を追うごとに参加者の減少傾向が見られます。

今後は本会を含めた市内の社会福祉法人や福祉施設・事業所がより連携を図りながら、福祉専門人材の育成と安心して働き続けられる職場づくりに一層の力を入れていくことが重要です。

## 10) 福祉サービスの質の向上

平成28年3月に改正された社会福祉法により、平成29年4月から社会福祉法人に対し、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取り組みを実施することが責務として規定されました。

このことから、社会福祉法人には、地域における公益的な取り組みを率先して実施する必要があるとともに、市内の社会福祉法人による分野横断的なネットワークの構築や、公益的な取り組みについて協議する場が求められており、「社会福祉連携推進法人制度※17」の動向も見定めつつ、各法人間で情報共有を行いながら施設利用者の枠を超えて、地域住民に対する福祉サービスの質の向上を図ることが重要です。

## 『笑顔かがやくすてきな町』



令和元年度 おおさき福祉の心コンクール  
福祉ポスター 小学生の部 三浦 唯愛 さん

ぼくの声

とどけるために

耳のそば

令和元年度

おおさき福祉の心コンクール

福祉川柳 小学生の部

日野 奏空 さん



## 第4章 地域福祉活動計画[第3期]の概要

### 1. 基本理念

社会情勢の変化とともに生活様式や個人の価値観が多様化していく中で、少子高齢化や人口減少、世帯分離など家族や地域住民同士の繋がりについても変化をもたらしています。併せて、本市においても少子高齢化が進行し、地域の様々な場面において、活動の担い手の高齢化や若年層の減少がみられる中で、新たな「地域の繋がり」が、ますます求められています。

これまでの地域福祉活動計画[第1期]及び[第2期]においては、『ひとびとの 心ふれあう 地域づくり ～地域の絆と支え合い～』を基本理念として定め、地域の住民同士一人ひとりが互いを支え合い・助け合いながら、地域の「絆」づくりと併せて、支え合う地域づくりを目指してきました。

前章における各地域での取り組みの検証並びに住民アンケートによる計画の評価に基づき、本計画においても、既定計画の理念と地域福祉の考え方の一層の浸透を図る観点から、前計画までの理念を継承し、7つの基本目標に基づきながら各地域での地域福祉活動を積極的に展開し、地域共生社会の実現に向けた大崎市の地域福祉をより一層推進してまいります。

## 基本理念

ひとびとの 心ふれあう 地域づくり  
～ 地域の絆と支え合い ～

## 基本目標

### 地域づくり

- ① 住民主体となる新たな地域づくり
- ② 支え合う地域の見守り体制づくり

### ひとづくり

- ③ ひとびとの絆をつくるボランティアの養成
- ④ 地域づくり推進のためのひとづくり

### 交流づくり

- ⑤ ふれあいと笑顔があふれる世代間交流の推進
- ⑥ 地域づくりに向けた関係団体の連携・交流の推進

### 拠点づくり

- ⑦ 活動展開のための拠点づくり

基本理念	基本目標	重点活動	達成目標	
『ひとびとの心ふれあう地域づくり』～地域の絆と支え合い～	地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 住民主体となる新たな地域づくり</li> <li>② 支え合う地域の見守り体制づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域共生社会の実現に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進</li> <li>② 地域住民や関係団体等による多様な見守り活動の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 住民一人ひとりが地域活動への参加を通じて、地域の福祉課題を『我が事』として捉え、課題解決に協働して取り組める地域づくりをめざします</li> <li>② 地域自治組織の活動や住民同士の支え合いなど各地域の特性を活かし、誰もが安心して生活できるように、地域に根差した見守りの体制づくりをめざします</li> </ul>
	ひとづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>③ ひとびとの絆をつくるボランティアの養成</li> <li>④ 地域づくり推進のためのひとづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>③ 中学生や高校生をはじめとする若年世代による交流事業の推進</li> <li>④ 住民参加の支え合い活動の担い手やボランティアの育成を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>③ 地域の支え合い活動を継続的に実施していくために、地域で主体となり活動できるボランティアの養成をめざします</li> <li>④ 自分たちの地域課題に対して、住民同士が協力して自主的に活動をすすめることができる地域の担い手となる人材の育成に努め、地域の福祉力向上をめざします</li> </ul>
	交流づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ ふれあいと笑顔があふれる世代間交流の推進</li> <li>⑥ 地域づくりに向けた関係団体の連携・交流の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ 子どもを中心とした幅広い世代による世代間交流の推進</li> <li>⑥ 町内会単位の福祉情報交換の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ 幅広い世代の住民同士が、ふれあいと笑顔あふれる交流の機会を通じて、人と人とのつながりを感じながら、暮らしていける地域づくりをめざします</li> <li>⑥ 地域自治組織等の活性化を図るため、地域自治組織や町内会を含めた地域福祉団体や関係機関との連携を図ります</li> </ul>
	拠点づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑦ 活動展開のための拠点づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑦ 地域のセーフティネット機能の充実に向けた事業運営の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑦ 住み慣れた地域でいつでも暮らし続けられるよう、地域におけるセーフティネット機能を兼ねた、福祉サービス事業の安定的な事業運営をめざします</li> </ul>

## 2. 基本目標

本計画の基本理念である『ひとびとの 心ふれあう 地域づくり～地域の絆と支え合い～』を実現するため、第2期計画まで推し進めてきた基本理念を踏襲し、基本目標・重点活動を基盤として、第3期計画では、計画の基本目標を次のように設定します。

基本目標①  
【地域づくり】

### 住民主体となる新たな地域づくり

<重点活動>

地域共生社会の実現に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進

<達成目標>

住民一人ひとりが地域活動への参加を通じて、地域の福祉課題を「我が事」として捉え、課題解決に協働して取り組める地域づくりをめざします

#### ○今後の方針

地域福祉を推進するためには、住民一人ひとりが自分の地域に関心をもち、福祉を身近に「我が事」と考える機会を通じて、ともに支え合うという意識をもつことが大切です。日頃の近所づきあいや地域活動への積極的な参加により、地域の情報共有や「共助」「互助」の仕組みづくりへと繋がります。

地域住民同士の豊かな関係づくりや小地域単位での福祉活動の活性化を図るために、住民による地域主体で行う地域福祉活動への支援を拡大していくとともに、関係機関との連携を図り、ボランティアや地域活動に取り組む人や団体等への様々な支援をとおして、住民参加でともに支え合うまちづくりを推進します。

#### ○具体的な取り組み

##### 1) 小地域福祉活動の推進

地域が自主的に取り組む活動に対する支援を実施するとともに、行政区長会、地域自治組織、民生委員児童委員協議会や老人クラブなど地域や住民のために活動している団体との連携強化を図りながら、小地域福祉活動への支援をより一層推進します。

##### 2) 地域の連帯意識や参加・参画意識の向上

身近な地域で行われるサロン活動や交流行事などの「見える化」や年齢に応じた「伝え方」を工夫することで、幅広い世代の住民に住民参加の助け合いや支え合い活動の大切さを伝え、地域福祉活動やボランティア活動への関心や活動参加に繋がる情報発信を推進します。

基本目標②  
【地域づくり】

## 支え合う地域の見守り体制づくり

## ＜重点活動＞

地域住民や関係団体等による多様な見守り活動の推進

## ＜達成目標＞

地域自治組織の活動や住民同士の支え合いなど各地域の特性を活かし、誰もが安心して生活できるように、地域に根差した見守りの体制づくりをめざします

## ○今後の方針

ひとり暮らしの高齢者世帯や高齢者のみの世帯が年々増加していますが、近年では高齢者の他にも不登校やひきこもりなど、様々な課題を抱え、地域からの見守りを必要とされる方も増えていることから、社協においては、今後も定期的な見守りの機会を提供しながら、各地域で育まれてきた地縁力を活かしつつ、住民と関係者及び関係機関との橋渡し役として、地域住民や関係団体等による見守り体制の構築を推進してまいります。

## ○具体的な取り組み

## 1) 見守り活動者への支援

民生委員児童委員や関係団体などの見守り活動者に対して、活動に必要な知識、技術の習得や他地域での実践事例の紹介など情報共有の場を設けることで、継続的な見守り活動へと繋げることを目的として、各地域の特性に応じた見守りネットワークフォローアップ研修事業を実施します。

## 2) いのちのバトン事業の推進

登録を希望される方からの申請に基づく台帳登録及び既登録者における登録者台帳の定期的更新により、要援護者の情報を適切にお預かりするとともに、行政区長や民生委員児童委員、関係団体などの関係者との間で情報を共有・活用し、地域の連携強化を図ります。

また、社協は地域に出向くこと（アウトリーチ）で、各地域において実施されている日頃の地域住民による助け合いや支え合いの取り組みを学び、地域支援を通じて地域住民主体の見守り活動を推進します。

## 3) 地域ぐるみの安全・安心の確保

災害時に要援護者へ支援が確実に行き届くよう、大崎市が実施する「避難行動要支援者名簿※18」と「いのちのバトン」事業の整合性を図るとともに、行政機関（大崎市・警察・消防等）や関係団体との連携を密にし、地域ぐるみの防犯・防災活動や見守り活動の一層の充実を目指し、地域と協働して住民の安心に繋がる仕組みづくりを推進します。

基本目標③  
【ひとづくり】

## ひとびとの絆をつくるボランティアの養成

<重点活動>

中学生や高校生をはじめとする若年世代による交流事業の推進

<達成目標>

地域の支え合い活動を継続的に実施していくために、地域で主体となり活動できるボランティアの養成をめざします

○今後の方針

従来の中高年を対象としたボランティア養成事業の実施に加えて、中学生や高校生といった若年層・青年層を対象とした交流事業を実施し、支え合いや助け合いの大切さに触れる機会を提供するとともに、地域において未来の担い手となる人材育成事業を展開してまいります。

○具体的な取り組み

### 1) 学生ボランティアの育成

社会福祉についての理解と関心を高めるため、市内の小・中学校からのご理解をいただいた上で、ボランティア協力校に指定し、学校における福祉活動を支援します。

また、学生ボランティアに対する支援と、市内の中学・高校・短大に通学する学生と学校、社協とのネットワーク化により、学生による地域支援活動を推進します。

### 2) ボランティアセンター事業の充実強化

ボランティアに関する情報を発信し、養成講座や研修会を通じてボランティアの登録を促進します。

また、ボランティアの安全な活動に繋がるように、ボランティア保険への加入を促進します。

**基本目標④**  
【ひとづくり】**地域づくり推進のためのひとづくり****<重点活動>****住民参加の支え合い活動の担い手やボランティアの育成を推進****<達成目標>****自分たちの地域課題に対して、住民同士が協力して自主的に活動をすすめることができる地域の担い手となる人材の育成に努め、地域の福祉力向上をめざします**

## ○今後の方針

地域においては、複数の多様化した要因により解決が難しい福祉課題が増えてきていますが、困難な福祉課題に対しても社協や専門機関と連携し、自主的に活動に取り組んでいける地域リーダーや地域ボランティアの育成を目的とした研修を開催し、地域の担い手となる人材の確保と育成を推進してまいります。

## ○具体的な取り組み

**1) 地域の担い手となるリーダーの育成**

「福祉のまちづくり」を進めるために、地域に潜在する福祉課題の把握に努め、社協や関係機関と協力しながら、小地域福祉活動を実施していく地域の担い手(リーダー)を育成します。併せて、小地域福祉活動への支援を行いながら、リーダーと共に活動していくボランティア養成を積極的に推進します。

**2) 福祉学習の推進**

子どもや高齢者を含む世代全般を対象とし、支え合うことの大切さに触れ、福祉の心を養い、地域における福祉の担い手として活動してもらえよう、市内の教育機関や地域自治組織と連携し、地域福祉活動の大切さについて気づきを促す機会となる福祉学習を推進します。

**3) 地域とともに歩む福祉専門職の育成**

住民同士が協力して自主的に課題解決へと活動を進めるにあたって、福祉専門職の人材確保と育成を推進するうえで、社協は積極的に地域へと出向き、地域における福祉課題に対して地域福祉活動への支援を通じて、住民と協働して取り組みます。

また、地域の特性をよく理解し、住民にも役割を理解していただけるよう働きかけを通じて、信頼に基づく関係性の構築に努めるとともに、福祉専門職としての質の向上を目指します。

基本目標⑤  
【交流づくり】

## ふれあいと笑顔があふれる世代間交流の推進

## ＜重点活動＞

子どもを中心とした幅広い世代による世代間交流の推進

## ＜達成目標＞

幅広い世代の住民同士が、ふれあいと笑顔あふれる交流の機会を通じて、人と人とのつながりを感じながら、暮らしていける地域づくりをめざします

## ○今後の方針

地域では町内会や行政区長、民生委員児童委員などが中心になって、地域の支え合いを育む地域福祉活動を実施していますが、社協においてはそういった活動を支援する事業を実施するとともに、子どもから大人まで広く集える交流の場を活用しながら、市内の小中高および短大ならびに幼稚園や保育施設等との協働のもと、支え合いとふれあいの大切さについて啓発する機会を提供してまいります。

## ○具体的な取り組み

## 1) 行政区が実施する交流活動への支援

地域で開催される世代間交流活動は、地域の伝統継承や子どもたちが、自分たちが住んでいる地域に関心を持つ機会の提供のみならず、地域における次世代の人材育成にも繋がっていることから、社協では、すべての人々にとって安心して住みよい福祉のまちづくりに繋がるよう、地域に根差した世代間交流活動への支援を推進します。

## 2) 子育て支援事業の充実強化

子育て世代を中心とした幅広い世代が気軽に参加できる事業の実施にあたり、地域自治組織や教育機関等との協働による地域づくりへと繋がる交流事業を推進します。

＜重点活動＞

町内会単位の福祉情報交換の推進

＜達成目標＞

地域自治組織等の活性化を図るため、地域自治組織や町内会を含めた地域福祉団体や関係機関との連携を図ります

○今後の方針

地域が主体となって地域自治組織の創意工夫と地域の特色を活かした取り組みを実施する小地域福祉活動に対して事業支援を継続するとともに、地域福祉団体や社会福祉法人、関係機関との連携強化を目的とした情報共有と意見交換による地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりを推進してまいります。

○具体的な取り組み

1) 情報・課題を共有できる機会づくり

住民アンケートの結果より、地域自治組織等に加えて、地域福祉団体や関係機関が地域課題やその解決策等について、多種多様な情報共有や意見交換ができる場づくりが望まれていることから、地域と福祉団体や関係機関等との橋渡し(コーディネート機能)に努め、連携強化に繋がる体制づくりを推進します。

2) 情報提供による地域の主体的な取り組みに対する支援

地域共生社会の実現に向けた活動において地域が抱える課題については、地域によっては独自に課題解決に向けた取り組みを進めている事例も見受けられることから、こうした先進的な活動事例について、取り組み方法や地域情報などをしっかり社協職員は学ぶとともに、その情報を広く他の地域に提供することにより、地域の主体的な取り組みへの支援を推進します。

3) 社会福祉法人等とのネットワークづくり

地域ごとに点在する、高齢・障がい・児童福祉等の施設を運営する社会福祉法人、福祉サービス事業所、関係福祉団体との間に、分野を超えて横断的に繋がるネットワークの形成に向けた支援に努めます。

また、社会福祉法人に求められる良質な福祉サービスの提供と経営基盤の強化に向けた地域を基礎とした法人連携等の活動に対する支援を推進します。

基本目標⑦  
【拠点づくり】

## 活動展開のための拠点づくり

<重点活動>

地域のセーフティネット機能の充実に向けた事業運営の推進

<達成目標>

住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けられるよう、地域におけるセーフティネット機能を兼ねた、福祉サービス事業の安定的な事業運営をめざします

### ○今後の方針

住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる福祉のまちづくりを掲げ、中山間・過疎地域など、民間事業所では行き届かない地域やサービスにおいても在宅での生活を支え続けるために、弛まぬ経営努力と安定的なサービス提供体制の供給に努めてまいります。

### ○具体的な取り組み

#### 1) 相談支援体制の充実

住民にとって身近で利用しやすい相談支援体制の構築と相談窓口の周知に努めます。

また、民生委員児童委員、地域福祉推進委員などとの連携を図り、福祉サービス利用支援、介護相談、生活困窮者への自立促進に向けた資金貸付などの専門的な相談に対して適切な支援が受けられるよう、分野横断的な総合相談事業の充実に努めます。

#### 2) 災害時に対応できるセンター運営の充実

これまでの災害ボランティアセンターの運営経験を活かし、災害ボランティアや地域福祉団体、関係機関と連携協力のもと、被災者に寄り添ったボランティアセンターの運営ができるよう災害ボランティアの育成と体制整備を図り、災害時にも支え合う地域づくりを推進します。

#### 3) 住民等からの理解と協力に基づく地域福祉財源の確保

地域共生社会の実現に向けて、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる体制が基盤となることから、市民の参加とその活動財源を確保していくため、市内全世帯、個人、団体、法人などを対象に会員としての協力を募ります。

また、行政機関との連携による、市補助金、委託金や地域住民から寄せられた貴重な財源である寄付金品、共同募金配分金を有効に活用するとともに、自主財源の確保に努めます。

#### 4) 安定的な事業運営の継続

地域住民からの理解と協力を得ながら、社協が持ちうる経営資源を最大限に活用し、運営体制の見直しなども行いつつ、地域におけるセーフティネット機能としての役割も担う福祉サービス事業の提供を継続します。

#### 『1秒言葉でみんなあったか』



平成28年度 おおさき福祉の心コンクール  
福祉ポスター 中学生の部 北川 翔大 さん



誰かと繋がっていると思えることは、  
心を温かくしてくれる。

誰かの役に立つことは、相手に喜びを与え、  
自分自身も幸せな気持ちになる。

(抜粋)

平成28年度  
おおさき福祉の心コンクール  
福祉作文 中学生の部

佐藤 迅晟 さん

## 第5章 地域福祉活動計画の推進体制と評価

### 1. 計画の周知と理解促進

本計画の推進に向けて、市民をはじめ、市、民生委員児童委員協議会、行政区長会、地域自治組織、地域福祉団体、ボランティア、学校、事業所等と連携・協力するとともに、市民一人ひとりが地域における支え合いやふれあいの大切さ、計画の目指す理念や地域福祉の方向性について、広報紙やホームページを利用し、広く市民への計画周知に努めます。

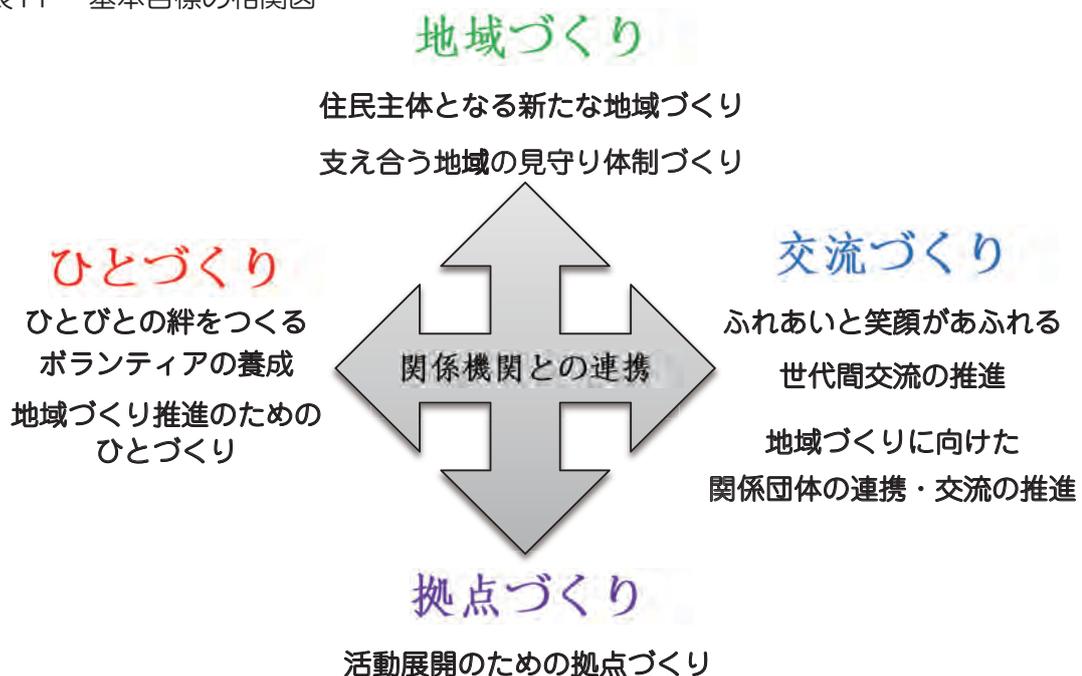
また、地域福祉についての理解と活動を広げていくために、継続的な情報発信と活動支援を行い、協働・連携の輪を広げていきます。

### 2. 計画の推進体制

本計画の進行管理・評価を行う推進体制として、「大崎市社会福祉協議会 地域福祉活動計画推進委員会（仮称）」（以下「推進委員会」という。）を設置します。推進委員会は本会会長の諮問機関として、本計画策定委員会委員を含め関係機関団体、本会地域福祉推進委員会委員長等で構成します。

また、本計画を推進するための仕組みとして、計画を立て（Plan）、実行（Do）、その進捗状況を定期的に把握し点検・評価したうえで（Check）、その後の取り組みを改善する（Action）とした「PDCA サイクル」を確立し、計画の立案から実施、評価、改善における一貫性を担保します。

図表11— 基本目標の相関図



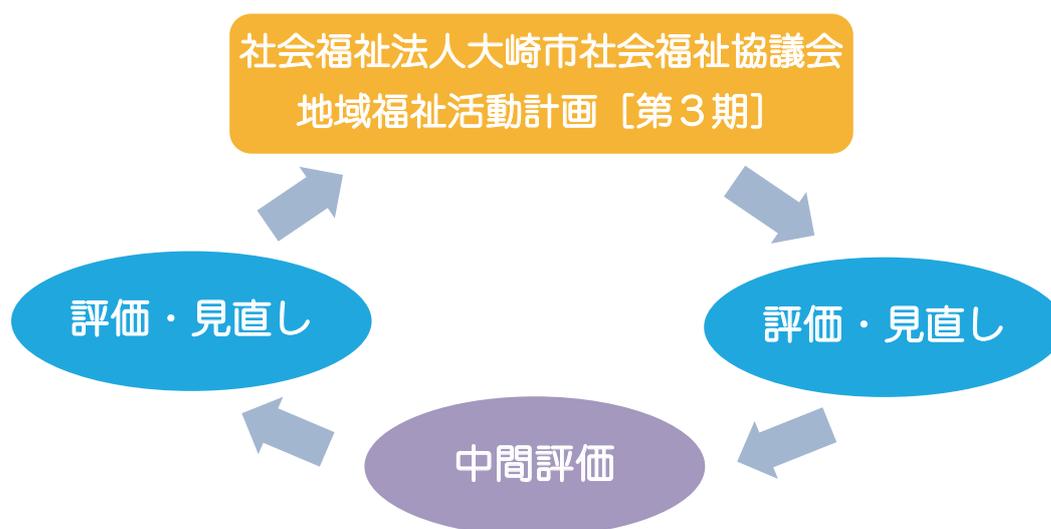
### 3. 計画の進行管理・評価

計画の進行管理・評価について、内部実施としては、本会の関係部署及び各支所において住民や地域福祉団体、関係機関からの協力を得ながら主体的に取り組むとともに、本会管理職以上の職員によって構成される地域福祉活動計画実務担当者による地域における地域福祉活動の取り組み状況の報告を含め、計画に基づく事業の進捗管理と内部評価を行ったうえで、着実に計画の遂行に努めてまいります。

また、地域福祉の推進に関わる各地域の代表で構成する「地域福祉推進委員会」への報告も行いながら、計画の進捗状況の点検を行うとともに、国の社会福祉制度改革の動向も十分に見極めながら協議し、必要に応じて計画を見直していきます。

外部実施については、推進委員会にて年度末にその年度の計画の実施状況を確認し、必要であれば計画の見直し、修正や次年度の計画の推進方法について検討いただき、継続的に評価活動を実施したうえで、年度ごとに会長へ報告し、会長は、計画の進捗状況及び評価の結果を年度ごとに理事会及び評議員会に報告します。

図表12 ー 計画の進行管理



### 4. 事業成果の公表

地域住民に社協への理解をより一層深めていただくために、各事業の進捗状況や事業成果について、広報紙やホームページなどを通じて公表し、事業の透明性を図っていきます。

また、事業実施後のアンケートなど地域住民から寄せられた意見を検討し、事業の見直しに活用していきます。

大崎市社会福祉協議会 地域福祉活動計画[第3期]

<https://www.osaki-shakyo.com/>



ディスタンス  
保ちながらの

やさしさを

令和二年度

おおさき福祉の心コンクール

福祉川柳 小学生の部

白坂 七菜 さん

## (1) 用語解説－1

### ※1 社会福祉法

社会福祉の目的や理念、原則に関する法律です。各種の社会福祉関連法における福祉サービスに共通する基本的事項も規定しています。1951年の制定時は社会福祉事業法という名称でしたが、社会福祉基礎構造改革の検討を経て、2000年5月、社会福祉法に改正(同年6月施行)されました。(1)社会福祉サービスの定義・理念、(2)福祉事務所や社会福祉審議会、社会福祉主事など行政組織に関する規定、(3)社会福祉法人に関する規定、(4)社会福祉協議会や共同募金など地域福祉に関する規定、(5)福祉サービスの情報提供や利用者の権利擁護システムが盛り込まれています。

厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=82001000&dataType=0&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82001000&dataType=0&pageNo=1)



### ※2 地域福祉計画

地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。

厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/c-fukushi/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/c-fukushi/index.html)



### ※3 セーフティネット

「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのことです。

## (1) 用語解説－2

### ※4 生活困窮者自立支援法

2013年12月に公布、2015年4月に施行され、生活困窮の状態は誰もが様々な理由で陥る可能性があり、これまで行われてきた高齢者や児童、障がい者といった分野ごとに分けた枠組みでは支援できない、あるいは十分な支援を行えない方たちを自立支援へとつなげるために整備された法律です。この法律に則り、生活困窮者自立支援制度が実施されています。

生活困窮者自立支援法では生活保護に至る前段階の自立支援策の強化を図るために、生活困窮者に対して自立相談支援事業を実施し、住居確保給付金の支給など、一人ひとりに合わせた様々な支援を行うための所用の措置を講ずることを目的としています。

厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059425.html>



### ※5 障害者基本法

障がい者の自立や社会参加を支援するための施策について基本事項を定めた法律です。心身障害者対策基本法が1993年に一部改正され、改題されました。

すべての障がい者は、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有し、社会を構成する一員として社会・経済・文化・その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられ、障がいを理由として差別されないことを基本理念とします。対象とする障がいを身体障害・知的障害・精神障害と定義し、障がい者の福祉を増進するために、国や地方公共団体のみならず、社会連帯の理念に基づき国民の責務を明らかにしています。

基本的施策として、医療・介護・年金・教育・職業相談・雇用の促進・住宅の確保・公共的施設のバリアフリー化・情報の利用におけるバリアフリー化・相談・経済的負担の軽減・文化的諸条件の整備を掲げます。

内閣府ホームページ

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonhou/s45-84.html>



## (1) 用語解説－3

### ※6 介護保険法

1997年12月に公布された法律で、40歳以上で介護が必要になった人の自立生活を支援するために、国民が負担する保険料や税金を財源として、日常生活の行為にかかるさまざまな介助やリハビリなどのサービスにかかる給付を行うことを目的としています。

給付によるサービスを受けるには、原則として要支援・要介護の認定を受けることが必要です。制度自体は2000年4月からスタートしていますが、たびたび法改正が行なわれ、制度の使い方や利用者負担など細かい点が変更となっています。

厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=82998034&dataType=0&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82998034&dataType=0&pageNo=1)



### ※7 地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のことで、

厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/chiiki-houkatsu/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/)



### ※8 地域共生社会

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超え繋がることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184346.html>



## (1) 用語解説－4

### ※9 地域福祉活動計画策定委員会

社会福祉法人大崎市社会福祉協議会が地域福祉活動計画を策定するために、大崎市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱に基づき20名で組織し、運営するものです。

### ※10 プラットフォーム

共通の目的(課題解決)を達成するために創られる場であり空間のことをいいます。こういった場や空間の創出は、誰かが課題に気づき、課題の解決を目標に掲げて幅広い関係者の参集などの働きかけを必要としますが、地域における多くの社会資源との繋がりを有し、多くの福祉専門職を抱える社協に対しては、地域全体で取り組んでいけるような仕組み・プラットフォームの仕掛け役・推進役を担うことが求められています。

### ※11 ふれあいサロン

集会所や公民館といった身近なところを拠点として、高齢者の生きがいや社会参加、健康づくり、閉じこもり防止を目的に、高齢者とボランティアと一緒に企画・運営しながら、茶話会やレクリエーション、小物づくりなどの活動を定期的で開催し、“楽しく・気軽に”仲間づくりを行う活動のことをいいます。

### ※12 福祉マップ

地域の見守り活動を促進する方法のひとつであり、単に要支援者に印をつけるだけではなく、実際に地区を歩くなど地域に向き合う意識づくりが目的です。

地域の中でどのような要支援者が住んでいるか、どのような地域生活課題があるか等を地図上に落とし込み、地域住民同士が情報を把握・共有して、課題解決に向けて話し合い、活動の実施状況や支援の欠けている状況を把握し、その地域の取り組み課題の抽出と必要な人へ支援するための計画づくりに繋げるものです。

また、日常生活における危険個所の確認、バリアフリーなど環境面での配慮を考えるきっかけづくりにもなります。



### (1) 用語解説－5

#### ※13 志縁団体

共通する目的で集まった人たちにより構成される組織・団体のことをいいます。

#### ※14 地縁団体

町又は字の区域など、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成されたコミュニティのことをいいます。自治会、町内会等。

#### ※15 8050問題

「80」代の親が「50」代の子どもの生活を支えるという問題とされ、背景にあるのは子どもの「ひきこもり」とされます。

「ひきこもり」という言葉が社会に出始めるようになった1980年代～90年代は若者の問題とされていましたが、約30年が経ち、当時の若者が40代から50代、その親が70代から80代となった現在、こうした親子が社会的に孤立し、生活が立ち行かなくなる深刻なケースが目立ち始めています。



NHK ハートネット

<https://www.nhk.or.jp/heart-net/article/96/>



#### ※16 生活支援体制整備事業

大崎市では、まちづくり協議会や地域づくり委員会が中心となり、地域支援コーディネーターと呼ばれる地域の調整役が、今まで気づけなかった「ちょっとした支え合い」を掘り起こし、支え合いを繋ぎ、住みよい環境を整える取り組みを実施しています。

厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12301000-Roukenkyoku-Soumuka/0000086354.pdf>



## (1) 用語解説－6

### ※17 社会福祉連携推進法人制度

人口動態の変化や福祉ニーズの複雑化・複合化の中で、社会福祉法人は、経営基盤の強化を図るとともに、こうした福祉ニーズに対応することが求められています。

このため、社会福祉法人間の連携方策として、「社会福祉協議会や法人間の緩やかな連携」、「合併、事業譲渡」、「社会福祉法人の新設」に加え、新たな選択肢の一つとして、社会福祉法人を中核とする非営利連携法人である「社会福祉連携推進法人」の創設を目的とした社会福祉連携推進法人制度が、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律において制度化されました。

宮城県ホームページ

<https://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/799286.pdf>



### ※18 避難行動要支援者名簿

大崎市では、災害が発生した場合や発生する恐れがある場合に、自力で避難することが困難な人の氏名などを掲載した『避難行動要支援者名簿』を作成しています。

この名簿は地域で避難支援者となる民生委員・児童委員や行政区長などへ事前に提供し、災害時はもとより日頃からの見守り活動などに活用されます。

大崎市ホームページ

[https://www.city.osaki.miyagi.jp/shisei/yokuriyosarerujoho/bosai\\_shobo/1/6492.html](https://www.city.osaki.miyagi.jp/shisei/yokuriyosarerujoho/bosai_shobo/1/6492.html)



# 資料編

## (2) 大崎市の地域福祉を取り巻く状況－1 ※大崎市地域福祉計画より一部抜粋

### 1) 高齢者人口の推移

(単位：人)

年 度	総人口 (A)	65歳以上 高齢者数 (B)	高齢化率 (%) (B/A×100)
平成27年	134,292	35,443	26.4%
平成28年	133,552	36,436	27.3%
平成29年	132,878	37,136	27.9%
平成30年	131,692	37,774	28.7%
平成31年	130,158	38,253	29.4%
令和2年	128,718	38,617	30.0%

※各年3月末現在の住民基本台帳(外国人登録を含む)人口より

### 2) 高齢者世帯の推移

(単位：世帯)

年 度	65歳以上高齢者のいる世帯				計 (A+B+C+D)
	高齢者のみの世帯			高齢者の いる世帯 (D)	
	1人暮らし (A)	2人暮らし (B)	3人以上 (C)		
平成27年	5,264	3,966	256	14,436	23,922
平成28年	5,618	4,192	288	14,322	24,420
平成29年	5,751	4,417	348	14,104	24,620
平成30年	5,979	4,630	366	13,909	24,884
平成31年	6,255	4,807	385	13,622	25,069
令和2年	6,416	5,018	385	14,132	25,951

※各年3月末現在の住民基本台帳人口より(施設入所者を除く)

### 3) 出生率の推移

(単位：人)

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
出生者数	1,063	1,023	906	897	805
出生率 (%)	7.9%	7.7%	6.8%	6.8%	6.2%

※各年12月末の住民基本台帳人口(外国人含む)より

## (2) 大崎市の地域福祉を取り巻く状況－2 ※大崎市地域福祉計画より一部抜粋

## 4) 障がい児（者）の推移

## ○身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

年 度	視覚障害	聴覚障害	言語等障害	内部障害	肢体不自由	計
平成27年	390	363	58	1,644	2,969	5,424
平成28年	376	365	60	1,671	2,928	5,400
平成29年	370	349	59	1,709	2,827	5,314
平成30年	354	342	55	1,705	2,744	5,200
平成31年	343	342	56	1,710	2,667	5,118
令和2年	332	338	57	1,746	2,582	5,055

※各年3月末現在の所持者

## ○療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

年 度	療育手帳A			療育手帳B			計
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	
平成27年	66	400	466	210	501	711	1,177
平成28年	61	413	474	164	514	678	1,152
平成29年	59	412	471	174	536	710	1,181
平成30年	57	416	473	190	555	745	1,218
平成31年	61	417	478	202	574	776	1,254
令和2年	68	413	481	207	570	777	1,258

※各年3月末現在の所持者

## ○精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

(単位：人)

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
所持者数	691	695	747	754	782	830

※各年3月末現在の所持者

## (3) 大崎市地域福祉推進のための調査－1

令和元年に実施した大崎市地域福祉推進のための調査は、以下の通りです。

### 【調査の区分】

1. 民生委員調査
  - (1) 民生委員調査結果
  - (2) 前期計画の評価見直し結果
2. 行政区長調査
3. 子育てに関する調査
4. 高校生調査
5. 地域福祉推進に関するインタビュー調査

### 【調査の概要】

#### 1. 調査目的

この調査は、大崎市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画に資するため、現在の地域福祉課題と、今後の地域福祉推進の方向性を明らかにすることを目的とする。

#### 2. 調査実施主体

この調査は、社会福祉法人大崎市社会福祉協議会が実施する。  
集計分析については、東北福祉大学都築研究室に委託する。

#### 3. 調査対象

実施する調査の区分と対象者は、以下のとおりとする。

- ①民生委員調査・・・市内の民生委員児童委員全員
- ②行政区長調査・・・市内の行政区長全員
- ③子育てに関する調査・・・市内保育所を利用している子どもの保護者全員
- ④高校生に関する調査・・・市内に設置されている高等学校の生徒1校当たり  
概ね40人または1クラス程度
- ⑤地域福祉推進に関するインタビュー調査  
・・・市内の社協支所単位に、地域活動(民生委員、区長)、  
福祉施設(理事長、施設長、園長他)、  
子育て(子育て団体、子育てボランティア団体等)

### (3) 大崎市地域福祉推進のための調査－2

#### 4. 調査方法

- ①民生委員調査・・・・・・・・・・質問紙による配票留め置き法
- ②行政区長調査・・・・・・・・・・質問紙による配票留め置き法
- ③子育てに関する調査・・・・・・・・質問紙による配票留め置き法
- ④高校生に関する調査・・・・・・・・集合調査法
- ⑤地域福祉推進に関するインタビュー調査  
・・・・・・・・個別面接による半構造化面接法

#### 5. 調査年月

- ①民生委員調査・・・・・・・・・・2019年 5月 ～ 7月
- ②行政区長調査・・・・・・・・・・2019年 5月 ～ 7月
- ③子育てに関する調査・・・・・・・・2019年 5月 ～ 7月
- ④高校生に関する調査・・・・・・・・2019年 5月 ～ 7月
- ⑤地域福祉推進に関するインタビュー調査  
・・・・・・・・2019年 8月20日 ～ 8月22日

#### 6. 調査項目

- ①民生委員調査・・・・・・・・・・基本属性、福祉対象世帯、情報交換と福祉部、地域活動、災害時対応、民生委員活動、前期計画の評価と見直し等
- ②行政区長調査・・・・・・・・・・基本属性、世帯数、地域活動、活動の充実状況、今後の課題等
- ③子育てに関する調査・・・・・・基本属性、子どもの交流、保護者の交流、社会資源、サービス利用状況、子育ての負担感と満足度、相談相手等
- ④高校生に関する調査・・・・・・基本属性、祖父母との同居の有無、高齢者との交流状況、災害時気になる高齢者の有無等

## (3) 大崎市地域福祉推進のための調査－3

### ⑤地域福祉推進に関するインタビュー調査

- ・・・地域福祉推進調査(居住年数、地域の魅力、活動状況、今後の活動のあり方、今後の地域像)、福祉施設調査(設置年数と地域の魅力、施設の活動計画と活動状況と評価、今後の計画意向、今後の地域における施設像)、子育てに関する調査(居住年数と地域の魅力、現在の子育て活動の評価、今後の子育て活動の取り組み意向、今後子育てのために地域に求めるもの)

### 7. 調査結果

それぞれの調査した結果は、本会ホームページにてご覧ください。

<https://www.osaki-shakyo.com/archives/10980>



①民生委員調査



②行政区長調査



③子育てに関する調査



④高校生調査



⑤地域福祉推進に関するインタビュー調査

# 大崎市社協イメージキャラクター おおさきちゃん



## 🍀 おおさきちゃんとは？

おおさきちゃんは、大崎市社会福祉協議会が法人設立10周年を迎えたことを記念して誕生したイメージキャラクターであり、みんなの笑顔が大好きな元気いっぱいの女の子です。

大崎市社協の広報室長に任命され、日々PRに励んでいます！

## 🍀 プロフィール

名前	おおさきちゃん
性格	明るくて元気いっぱい！
トレードマーク	“稲穂” “クローバー” “虹”
好きなもの	みんなの笑顔
役職	大崎市社会福祉協議会 総務企画課広報室長



## (4) 社会福祉法人大崎市社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(趣旨及び設置)

第1条 この要綱は、社会福祉法人大崎市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が地域福祉活動計画(以下「活動計画」という。)を策定するために、大崎市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから本会会長が委嘱する。

- (1) 本会理事及び評議員
- (2) 行政機関関係者
- (3) 地域福祉推進委員会委員代表
- (4) 福祉団体代表
- (5) 地域自治組織代表
- (6) ボランティア活動実践者代表
- (7) 民生委員児童委員代表
- (8) 学校教育関係者
- (9) 知識経験者
- (10) その他会長が必要と認めるもの

(部会)

第3条 委員会に必要に応じて部会を置くことができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置くものとする。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、当該計画の策定が完了するまでとする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、本会地域事業課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

(5) 大崎市社会福祉協議会 地域福祉活動計画[第3期]  
地域福祉活動計画策定委員会 策定委員名簿

委嘱期間:令和元年7月1日 ~ 計画策定まで(令和3年3月31日)

(敬称略)

No	氏名	区分	所属等	備考
1	熊野 よしえ	要綱第2条第2項 (3) 地域福祉推進委員会委員 代表	古川地域福祉推進委員会 委員	
2	田村 和幸	要綱第2条第2項 (3) 地域福祉推進委員会委員 代表	松山地域福祉推進委員会 委員長	
3	三浦 俊彦	要綱第2条第2項 (3) 地域福祉推進委員会委員 代表	三本木地域福祉推進委員会 委員長	
4	渡邊 安子	要綱第2条第2項 (3) 地域福祉推進委員会委員 代表	鹿島台地域福祉推進委員会 委員長	
5	安倍 優	要綱第2条第2項 (3) 地域福祉推進委員会委員 代表	岩出山地域福祉推進委員会 委員長	
6	中鉢 幸一	要綱第2条第2項 (3) 地域福祉推進委員会委員 代表	鳴子地域福祉推進委員会 委員長	
7	砂金 祥任	要綱第2条第2項 (3) 地域福祉推進委員会委員 代表	田尻地域福祉推進委員会 委員長	
8	工藤 吉郎	要綱第2条第2項 (1) 本会理事及び評議員	大崎市社会福祉協議会 理事	副委員長
9	相澤 廣務	要綱第2条第2項 (1) 本会理事及び評議員	大崎市社会福祉協議会 評議員	
10	高橋 興業	要綱第2条第2項 (5) 地域自治組織 代表	大崎市鹿島台地域 行政区長連合会 会長	
11	高橋 栄徳	要綱第2条第2項 (7) 民生委員児童委員 代表	大崎市民生委員児童委員協議会 会長	
12	佐藤 節夫	要綱第2条第2項 (4) 福祉団体 (高齢者団体) 代表	大崎市老人クラブ連合会 会長	
13	相澤 清志	要綱第2条第2項 (4) 福祉団体 (障がい者団体) 代表	大崎市障がい者福祉協会 会長	
14	高橋 真理	要綱第2条第2項 (4) 福祉団体 (子育て支援団体) 代表	親子リトミッククラブ 副代表	
15	吉城 二三子	要綱第2条第2項 (4) 福祉団体 代表	社会福祉法人大崎誠心会 理事	
16	會田 征子	要綱第2条第2項 (6) ボランティア活動実践者 代表	大崎市ボランティア連絡協議会 会長	
17	熊谷 浩	要綱第2条第2項 (2) 行政機関関係者	大崎市民生部社会福祉課 課長補佐	
18	加賀谷 亮	要綱第2条第2項 (8) 学校教育 (高等学校) 関係者	宮城県古川高等学校 教頭	令和2年 3月31日迄
	手塚 研一		宮城県古川高等学校 教頭	令和2年 4月1日より
19	及川 一之	要綱第2条第2項 (9) 知識経験者	宮城県社会福祉協議会 震災復興・地域福祉部 次長	
20	都築 光一	要綱第2条第2項 (9) 知識経験者	東北福祉大学 総合福祉学部 福祉行政学科 教授	委員長

# 資料編

## (6) 地域福祉活動計画[第3期]策定経過－1

会議等名	実施日	開催場所等	会議等内容
第1回 地域福祉活動計画 実務担当者会議	令和元年 5月17日	大崎市古川 保健福祉プラザ 研修室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉活動計画[第2期]における重点事業の進捗状況並びに今年度の方向性について</li> <li>・地域福祉活動計画[第3期]の策定に向けた取り組みについて</li> </ul>
令和元年度 第1回理事会	令和元年 6月13日	大崎市古川 保健福祉プラザ 多目的ホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第5号 地域福祉活動計画[第3期]策定計画(案)について</li> </ul>
令和元年度 第1回評議員会	令和元年 6月28日	大崎市古川 保健福祉プラザ 多目的ホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第5号 地域福祉活動計画[第3期]策定計画(案)について</li> </ul>
令和元年度 住民アンケート調査 実施	令和元年 6月～7月	①市内行政区長 ②民生委員児童委員 ③市内保育所等利用 保護者 ④市内高等学校2年生	<調査区分> ①行政区長調査 ②民生委員児童委員調査 ③子育て調査 ④高校生調査
第2回 地域福祉活動計画 実務担当者会議	令和元年 7月2日	大崎市古川 保健福祉プラザ ボランティア室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民アンケートの実施状況について</li> <li>・住民等ヒアリングの実施について</li> </ul>
第1回 地域福祉活動計画 策定委員会	令和元年 7月24日	大崎市古川 保健福祉プラザ 多目的ホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状の交付</li> <li>・委員長及び副委員長の互選について</li> <li>・地域福祉活動計画[第3期]策定に係る概要について</li> <li>・住民アンケート等の実施について</li> <li>・講演「地域福祉計画と地域福祉活動計画の策定の必要性について」 講師：教授 都築 光一 氏</li> </ul>
令和元年度 住民等ヒアリング 調査実施	令和元年 8月22日～ 24日	大崎市図書館 松山保健福祉センター 三本木保健福祉センター 岩出山地域福祉センター 鳴子保健医療福祉総合センター 田尻地域福祉センター 特別養護老人ホーム敬風園	<調査項目> ①地域特性に関する調査 ②地域福祉調査 (子育て・障がい分野) ③地域福祉調査(法人・団体)
第3回 地域福祉活動計画 実務担当者会議	令和2年 1月29日	大崎市古川 保健福祉プラザ 教養娯楽室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民調査結果の報告</li> <li>・調査結果から得られた実践上の課題</li> <li>・基本理念と基本目標について</li> </ul>

## (6) 地域福祉活動計画[第3期]策定経過－2

会議等名	実施日	開催場所等	会議等内容
第4回 地域福祉活動計画 実務担当者会議	令和2年 5月20日	大崎市古川 保健福祉プラザ 研修室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉活動計画[第2期]の評価について</li> <li>・地域福祉活動計画[第3期]基本理念・基本目標(案)について</li> <li>・地域福祉活動計画の推進体制並びに計画の進行管理</li> </ul>
第2回 地域福祉活動計画 策定委員会	令和2年 6月4日	大崎市三本木 保健福祉センター ふれあいホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉活動計画[第2期]の評価について</li> <li>・地域福祉活動計画[第3期]基本理念・基本目標(案)について</li> <li>・地域福祉活動計画の推進体制並びに計画の進行管理</li> </ul>
令和2年度 第1回理事会	令和2年 6月12日	大崎市古川 保健福祉プラザ 多目的ホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第5号 地域福祉活動計画[第3期]策定計画(案)について</li> </ul>
第5回 地域福祉活動計画 実務担当者会議	令和2年 7月17日	大崎市岩出山 地域福祉センター 多目的ホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉活動計画[第2期]の振り返りについて</li> </ul>
第6回 地域福祉活動計画 実務担当者会議	令和2年 10月21日	大崎市松山 保健福祉センター 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉活動計画[第3期]における実施計画(案)について</li> <li>・地域福祉活動計画[第3期]における進捗管理(案)について</li> </ul>
第7回 大崎市社会福祉協議会 経営会議	令和2年 11月4日	大崎市古川 保健福祉プラザ 研修室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉活動計画[第3期]における構成(案)について</li> <li>・第3回地域福祉活動計画策定委員会の開催について</li> </ul>
第3回 地域福祉活動計画 策定委員会	令和2年 11月30日	※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、開催中止に伴う 書面決議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉活動計画[第3期]基本理念・基本目標(案)について</li> <li>・地域福祉活動計画の推進体制並びに計画の進行管理について</li> <li>・地域福祉活動計画[第3期]における全体構成(案)について</li> </ul>
第10回 大崎市社会福祉協議会 経営会議	令和3年 2月3日	大崎市古川 保健福祉プラザ 研修室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回 地域福祉活動計画策定委員会書面決議報告について</li> <li>・地域福祉活動計画[第3期]の校正案について</li> </ul>
第7回 地域福祉活動計画 実務担当者会議	令和3年 2月17日	大崎市古川 保健福祉プラザ 研修室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉活動計画[第3期]の校正案について</li> </ul>

(6) 地域福祉活動計画[第3期]策定経過－3

会議等名	実施日	開催場所等	会議等内容
遠藤会長への答申	令和3年 2月25日	大崎口腔保健 センター 研修室	・都築委員長より遠藤会長への答申書の提出
令和2年度 第4回理事会	令和3年 3月15日	大崎市岩出山 地域福祉センター 多目的ホール	・議案第9号 地域福祉活動計画[第3期] (案) について
令和2年度 第3回評議員会	令和3年 3月24日	※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、開催中止に伴う 書面決議	・議案第2号 地域福祉活動計画[第3期] (案) について



第1回 策定委員会



第2回 策定委員会



地域福祉活動計画実務担当者会議



大崎市社会福祉協議会 経営会議



遠藤会長へ答申



大崎市社会福祉協議会 理事会

『思いやりから うまれる笑顔』



令和2年度 おおさき福祉の心コンクール  
福祉ポスター 中学生の部 二宮 明莉 さん

---

ひとびとの 心ふれあう 地域づくり

～地域の絆と支え合い～

大崎市社会福祉協議会 地域福祉活動計画[第3期]

発行年月 令和3年3月

編集・発行 社会福祉法人大崎市社会福祉協議会

〒989-6154 大崎市古川三日町二丁目5番1号

大崎市古川保健福祉プラザ3階

TEL 0229-21-0550

FAX 0229-24-1158

URL <https://www.osaki-shakyo.com/>

